

# 仕 様 書

- 1 名 称：医療廃棄物処理役務
- 2 場 所：熊本市東区東本町15番地1号 自衛隊熊本病院
- 3 適用範囲：本仕様書は、自衛隊熊本病院内で発生した感染性・非感染性医療廃棄物の収集・運搬・処理について適用するものである。

## 4 感染性医療廃棄物の範囲

廃棄物の種類	内 容	容 器
血液等	血液、血清、血漿、体液	1 容量20ℓの蓋付容器 2 容量50ℓの蓋付容器
手術等に伴い発生する血液等が付着したもの	臓器・組織・手術用服・覆・マット・ガーゼ・包帯等 注射針・メス・シャーレ・試験管・テープ等	(貫通しないもの) 3 容器の足踏式 <sup>ハダ</sup> 「ダ」スタント <sup>ト</sup> を含む。
病理微生物に関連した試験検査に使用したもの	シャーレ・試験管・培地・実験動物の死骸	(50ℓ <sup>ホ</sup> リ用16個、20ℓ <sup>ホ</sup> リ用42個)
その他（血液・体液等の付着したもの）	患者用汚物・オムツ・手袋・ガーゼ等	1 容量50ℓのダンボール箱（ビニール袋含む。） 2 ダンボール箱の足踏式 <sup>ハダ</sup> 「ダ」スタント <sup>ト</sup> を含む。（26個）

## 5 非感染性医療廃棄物の範囲

廃棄物の種類	内 容	容 器
感染性以外の医療廃棄物	点滴ボトル・プラスチック容器等	容量50ℓのダンボール箱（ビニール袋含む）

- 6 廃棄物の収集：収集日は、毎週1回とする。その際、予備の容器を確認し補充する。週1回の収集日（曜日）については調整による。
- 7 収集指定場所：(1) 自衛隊熊本病院北門の東側とする。  
(2) 作業場所以外の場所は、立ち入らないこと。  
(3) 周囲の工作物等に損傷を与えた場合は、請負者にて現状に復旧すること。
- 8 廃棄物処理：熊本市の条例及び廃棄物処理法に基づき適切に場外処理する。
- 9 処理の確認：契約業者は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）A票を受領時に、同医療廃棄物運搬・処理後は、K票裏面の記載事項に基づきB2票・D票・E票を期限内に提出又は送付する。
- 10 役務完了届：毎月の最終収集が完了次第、役務完了届2部を担当部署に提出する。
- 11 そ の 他：(1) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）及びバイオハザードマークシールは、契約業者負担とする。  
(2) 作業にあたっては、関係法令に基づき適切に行い不明な点は契約担当官等と調整の上指示に従うこと。  
(3) 病院敷地内は、全面禁煙（車内禁煙含む。）

作成年月日	令和7年2月10日
部隊名	自衛隊熊本病院
階級 氏名	1曹 古川武司